

飲酒に係る不祥事根絶ガイドライン

平成27年10月

山梨県教育委員会

飲酒に係る不祥事根絶のために

山梨県教育委員会では、今年度に入っても飲酒に絡む不祥事などの発生が後を絶たしません。

職員の中には、同僚が起こした事件や不祥事に対する率直な気持ちとして「日々誠実に仕事している自分とは関係ない。一部の者が起こしたものであって、自分には関係ない。」と、どこか対岸の火事のように考えている人もいるかもしれません。

事実、飲酒運転等不祥事を起こした職員の事情聴取では「自分だけは大丈夫だと思った。」とか「気の緩みがあった」という発言が必ずあるのが現実であり、不祥事は決して対岸の火事ではないのです。

一方、他の職員からは「一部の教員の不祥事なのに悔しい。」などの声が聞こえてきますが、県民は不祥事を起こした職員とそれ以外の職員を別だとは見ていません。

「また、県教育委員会が」、「また、教員が不祥事を起こした」として厳しい見方をされているのです。

失われた県民からの信頼を再度得るためには、職員一人ひとりがもう一度、教育に携わる者として自らの職務を自覚し、自分がどんな努力をすべきか見つめ直すことが必要です。

いまさら、飲酒のルールの徹底を図る必要があること自体恥ずべきことですが、不祥事を決して対岸の火事として終わらせずに不祥事が再度繰り返されることのないよう、「飲酒に係る不祥事根絶ガイドライン」としてとりまとめました。

この内容については、研修などを通じて教職員一人ひとりが再確認するとともに、不祥事の再発防止に向けた組織的な取組がより一層推進されることを求めます。

平成27年10月

山梨県教育委員会

「飲酒運転をした教職員は、免職とする。」

(山梨県教育委員会 懲戒処分の指針 より)

目 次

1 根絶に向けた取り組み

- ・ 個人として
- ・ 管理職として
- ・ 職場として

2 参考資料

- ・ アルコール分解速度
- ・ 飲酒運転に対する法規制（抜粋）

【 根絶に向けた取り組み 】

個人として

- ・ 常に**教育に携わる公務員としての自覚**を持ち、節度ある飲酒をする。
「飲むなら乗るな、乗るなら飲むな」
失うものの大きさを常に考えておく。
- ・ 不祥事は決して対岸の火事ではないことを常に念頭におく。
- ・ 前後不覚となることのないよう、自身の飲酒適正量を把握しておく。
- ・ 飲酒の影響で判断力、思考力が鈍ることを理解しておく。
- ・ 深夜におよぶ飲酒は控える。
- ・ 翌日の運転や業務を考慮し、深酒を慎む。
- ・ 翌朝早くから自動車を運転する予定がある場合は、飲酒をしない。

< 飲酒の席に参加する場合 >

- ・ 可能な限り通勤時から自動車を運転しない。
宿泊あるいは運転代行を利用する場合などは、飲酒前に手配を済ませておく。
- ・ 原則、自動車、自転車を運転して会場に行かない。
自転車は道路交通法上車両であり、飲酒をして乗ることは許されません。
- ・ 様々な場面を想定した、帰宅の交通手段を事前に確認しておく。
- ・ 車で帰宅する必要があるときは、周囲にそのことを伝え、乾杯を含め一切飲酒をしない。

< 飲酒後に注意する事項 >

- ・ 酒気帯びの状態では決して運転しない。
- ・ 自動車内での仮眠はしない。
駐車場でエンジンを開始しただけでも違反となります。

管理職として

- ・ 定期的に飲酒運転がもたらす危険性等について、注意喚起する。
- ・ 日常的に酒量が多い、朝から酒の臭いがるような職員に対しては、随時指導する。
- ・ 人事ヒアリングの際などに、職員の通勤状況、飲酒後の交通手段を確認する。
- ・ 職員がお互いに声を掛け合い、違反者を出さない職場づくりをする。
- ・ すべての不祥事を根絶するため、職場会議を実施し対策を議論する。
- ・ 職場会議で出された対策は、職場に掲示するなどし、周知・徹底する。

< 懇親会等を行う場合 >

- ・ 幹事に、参加者の帰宅方法の確認、飲酒運転禁止の注意喚起を行うよう指導を行う。

職場として

- ・ 日常的に酒量が多い、朝から酒の臭いのするような職員がいる場合は、その情報を管理職に伝える。
- ・ 飲酒を無理強いせず、お互いに節度を持って行動する。
- ・ お互いに帰宅方法を確認するなど、飲酒運転防止のためのコミュニケーションを図る。

< 懇親会の幹事 >

- ・ 参加者の帰宅方法の確認、飲酒運転を含めた不祥事防止の注意喚起を行う。
- ・ 終了時刻は午後9時を目処に設定する。
- ・ 2次会は設定しない。

アルコール分解速度

- ・ アルコール1単位を分解するのに、飲み終わってからおよそ4時間かかるといわれています。
- ・ 2単位の飲酒ならば8時間経過しないと、勤務（運転）時にアルコールは体内に残っていることになります。

しかし、あくまでも目安であり、個人差や年齢・性別等によっても異なります。

アルコール1単位：純アルコール20gを含む酒量

ビール	（アルコール度 5 %）	5 0 0 ml
日本酒	（アルコール度 1 5 %）	1 8 0 ml
ウイスキー	（アルコール度 4 3 %）	6 0 ml
ワイン	（アルコール度 1 2 %）	2 0 0 ml
チューハイ	（アルコール度 7 %）	3 5 0 ml
焼酎	（アルコール度 2 5 %）	1 0 0 ml

飲酒運転に対する法規制(抜粋)

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(自動車運転死傷処罰法)

運転時の状況・行為等		罰 則 (第117条の2、 第117条の2の2、第117条の3の2)
	事故の結果	
危険運転致死傷罪(第2条) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で運転	人を負傷させた	15年以下の懲役
	人を死亡させた	1年以上の有期懲役(最高20年)
危険運転致死傷罪(第2条) アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転	人を負傷させた	12年以下の懲役
	人を死亡させた	15年以下の懲役
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪(第4条) アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し人を死傷させた場合に、運転時のアルコール等の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をしたとき		12年以下の懲役

道路交通法(飲酒運転関係)

運転者本人に対する罰則

運転者の状況	罰 則
酒酔い運転(第65条1項)	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第117条の2第1号)
酒気帯び運転(第65条第1項)	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第117条の2の2第3号)
アルコールの呼気検査を拒み、又は妨げた者(第67条第3項)	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第118条の2)
救護措置違反(ひき逃げ)	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第117条第2項)

違反行為の点数・処分内容

交通事故の状況等により異なる。「欠格・停止期間」は前歴なしの場合

		点数	処分内容	欠格・停止期間
酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態	35点	免許取消	3年
酒気帯び運転	呼気1リットル中アルコール0.25mg以上	25点	免許取消	2年
	呼気1リットル中アルコール0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止	90日
救護措置違反(ひき逃げ)		35点	免許取消	3年

運転者の以外に対する罰則(第65条関連)

酒気を帯びて車両等を運転するおそれがある者に車両等を提供した者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両等を運転するおそれがある者に対し、酒類等の提供、又は、飲酒をすすめた者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車両に同乗した者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金